

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月13日
【届出者の氏名又は名称】	Gerbera holdings株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	03-6711-9200
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷 光太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Gerbera holdings株式会社 (東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Gerbera holdings株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メタルアートをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月15日付で提出いたしました公開買付届出書(同年6月10日付、同年6月25日及び同年6月26日で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及び公開買付届出書の添付書類である2026年5月15日付公開買付開始公告(2026年6月10日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書及び同年6月25日付で提出いたしました公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を変更した上で、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとして、今後、本公開買付価格を一切変更しないこと、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合:30.29%)から849,600株(所有割合:29.68%)に変更することを決定したことに伴い、2026年5月15日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を、本書提出日である2026年7月13日から10営業日を経過した日にあたる2026年7月28日まで延長し、合計52営業日とすることとなったことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、上記に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書及び出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書及び出資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

(i) 買付け等の価格の算定の基礎

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯

(iii) 判断内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(ii) 検討の経緯

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

① 買付け等の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

9 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

④ その他資金調達方法

⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

12 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月13日(月曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金7,600円
買付予定数の下限(注1)	867,000(株)(所有割合(注2): 30.29%)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が2026年5月14日付で公表した「Gerbera holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2026年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(867,000株、所有割合: 30.29%)は、対象者が2026年5月14日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(3,157,382株)より、同日現在の対象者が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。))に対する議決権の数(28,626個)の3分の2(19,084個)(小数点以下切上げ)から、本書提出日現在、対象者の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された譲渡制限付株式(譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。))(注3)(4,459株)に係る議決権(44個)の数及びダイハツ工業株式会社(以下「ダイハツ工業」といいます。))が所有する株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))スタンダード市場に上場している対象者株式(以下「本不応募株式」といいます。))の数(1,037,000株、所有割合: 36.23%)に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,670個)に100を乗じた株式数(867,000株)に設定しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みます。))は66.51%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しております。

(注2) 「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式(所有割合: 30.29%)及び本不応募株式(所有割合: 36.23%)に係る所有割合は66.51%になります。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月28日(火曜日)まで(52営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金7,713円
買付予定数の下限(注1)	849,600(株)(所有割合(注2):29.68%)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	対象者が2026年5月14日付で公表した「Gerbera holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2026年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。 また、対象者は2026年7月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付条件変更(下記「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じとします。))に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(849,600株、所有割合:29.68%)は、(1)①(i)対象者が2026年5月14日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(3,157,382株)より、同日現在の対象者が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。))に対する議決権の数(28,626個)から、(ii)公開買付者が、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))スタンダード市場に上場している対象者の株式(以下「対象者株式」といいます。))を買付予定数の下限の数だけ取得する場合に所有することになる対象者株式(849,600株、所有割合:29.68%)に係る議決権数(8,496個)、(iii)2026年6月25日現在、対象者株式を18.74%保有する株式会社MI2及び村上貴輝氏(以下、株式会社MI2及び村上貴輝氏を総称して「大量保有者グループ」といいます。))が公開買付けを実施せずに所有することができる最大値である30.00%の対象者株式を所有した場合の対象者株式(858,792株、所有割合:30.00%。以下「大量保有者グループ最大株式」といいます。))に係る議決権数(8,587個)、(iv)ダイハツ工業が所有する対象者株式(1,037,000株、所有割合:36.23%。以下「本不応募株式」といいます。))に係る議決権数(10,370個)、及び(v)本書提出日現在、対象者の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された譲渡制限付株式(4,459株。以下「本譲渡制限付株式」といいます。)) (注3)に係る議決権(44個)を控除した、(vi)その他一般株主が所有することになる対象者株式(112,789株)に係る議決権(1,127個)に対して、対象者の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.58%(注4)の小数点以下を切り上げた77.00%を乗じた議決権数(868個)に、②公開買付者が対象者株式を買付予定数の下限の数だけ取得した時に保有する対象者株式に係る議決権数(8,496個)、③大量保有者グループ最大株式に係る議決権数(8,587個)、④本不応募株式に係る議決権数(10,370個)、⑤本譲渡制限付株式に係る議決権(44個)を合算した議決権数(28,365個)の3分の2(18,910個)(小数点以下切上げ)から、(2)①本譲渡制限付株式に係る議決権(44個)の数及び②本不応募株式に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,496個)に100を乗じた株式数(849,600株)に設定しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みます。))は65.91%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しております。かかる買付予定数の下限の考え方については、下記「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

(注2) 「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式(所有割合:29.68%)及び本不応募株式(所有割合:36.23%)に係る所有割合は65.91%になります。

<中略>

(注4) 対象者が2026年6月26日に提出した第95期有価証券報告書において記載された、2026年6月26日開催の第95回定時株主総会の基準日の総株主の議決権数(28,568個)、及び対象者が2026年6月30日に提出した臨時報告書に記載された第95回定時株主総会において行使された議決権の数の全議案最大値(19,546個)から、当該株主総会における議決権行使比率の最大値は68.42%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権行使比率の計算において同じです。)に相当します。また、同様の方法で議決権行使比率の最大値を計算した場合、2025年6月26日開催の第94回定時株主総会は70.23%、2024年6月25日開催の第93回定時株主総会は67.67%、2023年6月27日開催の第92回定時株主総会は70.27%、2022年6月24日開催の第91回定時株主総会は65.14%、2021年6月25日開催の第90回定時株主総会は73.64%、2020年6月25日開催の第89回定時株主総会は73.61%、2019年6月25日開催の第88回定時株主総会は76.56%、2018年6月26日開催の第87回定時株主総会は76.58%、2017年6月27日開催の第86回定時株主総会は72.80%となり、対象者の過去10事業年度の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は76.58%となります。

4 【買付け等の目的】

(1) 【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、2026年5月14日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格(下記にて定義いたします。以下同じです。)は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はいたしません。

<中略>

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,627円(以下「対象者自己株式取得価格」といいます。)に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

<中略>

また、公開買付者は、対象者自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資(注)を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して対象者の経営に本取引前と同程度に関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定です。詳細は、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」「(ii) スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

(注) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である5,627円(ただし、本株式併合を実施することにより対象者の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は対象者の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が対象者株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて対象者の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。これは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、対象者の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

<中略>

II. 本公開買付け(2026年5月15日～7月13日(予定))

公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

<中略>

III. 本公開買付けの実施後

<中略>

③ 対象者自己株式取得(2026年10月頃(予定))

対象者は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する対象者自己株式取得を実施。なお、対象者自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者株式1株当たり5,627円を予定。

<中略>

④ 本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、対象者自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,600円(ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、2026年5月14日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、対象者が2026年6月26日付で事業年度第95期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び府令第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付条件変更(以下にて定義します。以下同じです。)前の本公開買付価格(下記にて定義いたします。以下同じです。)は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はない旨を公表いたしました。

上記の公開買付期間の延長を決定した際、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付条件変更前の本公開買付価格は、対象者の価値を十分に反映しているものであり、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたこと、また、本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを踏まえ、本公開買付価格の変更を行う必要はないと考えておりました。その後、公開買付者は、引き続き対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視して参りましたが、上記の公開買付期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本公開買付条件変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えました。公開買付者は、かかる考えの下、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、公開買付期間を2026年7月28日まで延長して合計52営業日とすることを決定いたしました(買付予定数の下限の変更と併せて、以下「本公開買付条件変更」といいます。)。また、公開買付者は、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更する旨を決定いたしました。

<中略>

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,691円(以下「対象者自己株式取得価格」といいます。)に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

<中略>

また、公開買付者は、対象者自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資(注)を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して対象者の経営に本取引前と同程度に関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定です。詳細は、下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」「(ii) スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

(注) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,713円(ただし、本株式併合を実施することにより対象者の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は対象者の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が対象者株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて対象者の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わない予定でした。これは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、対象者の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものでした。

その後、公開買付者は、当初公開買付期間の最終日である2026年6月25日の応募株券等の総数が買付予定数の下限に近い水準であり、多くの対象者の株主より本公開買付けの趣旨にご賛同いただいていると考えたこと等を踏まえて、対象者株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の現実性を高めることを目的として、買付予定数の下限の引き下げの可能性についても検討いたしました。

これらの検討を通じて、株式併合に係る臨時株主総会のような二段階買収に係る株主総会においては、株式併合に係る議案に対する議決権行使比率が、その直近の定時株主総会における議決権行使比率と比較して低下する傾向があることに鑑みると、本臨時株主総会(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。)において実際に行使される議決権数は不明であるものの、対象者の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が76.58%であることを踏まえ、本臨時株主総会において、(i)公開買付者、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は、保有する対象者株式に係る全議決権について賛成の議決権を行使し、(ii)大量保有者グループは、大量保有者グループ最大株式を保有しており、かつ、当該対象者株式に係る全議決権について反対の議決権を行使し、(iii)その他の一般株主は、全議決権数(本基準株式数に係る議決権数から、公開買付者、大量保有者グループ、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役が保有する議決権数を控除した数)に、対象者の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.58%の小数点以下を切り上げた77.00%を乗じた議決権数について、反対の議決権を行使すると仮定し、かかる仮定を置いた場合であっても本臨時株主総会において特別決議の可決に要する3分の2の賛成の議決権行使を確保できるような議決権数となるように買付予定数の下限を設定すれば、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることが可能であると考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、前記「3 買付け等の概要」の注1の計算方法に基づき、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、849,600株(所有割合：29.68%)に設定しております。

本公開買付けにおいては、上記のとおり、買付予定数の下限を本不応募株式の数及び対象者の取締役が所有する本譲渡制限付株式の数と併せて対象者の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権の数を確保できる株式数に設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募株主が所有する対象者の議決権並びに対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できません。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付け又は市場内での買付け若しくは市場外での相対取得の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。当該追加取得に関しては、公開買付者は、対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、新たな公開買付けの場合は、本公開買付価格と同一の価格により、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には本公開買付価格と同一の価格により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努めるものといいたします。

一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(849,600株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

<中略>

II. 本公開買付け(2026年5月15日～7月28日(予定))

公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

<中略>

III. 本公開買付けの実施後

<中略>

③ 対象者自己株式取得(2026年10月頃(予定))

対象者は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する対象者自己株式取得を実施。なお、対象者自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者株式1株当たり5,691円を予定。

<中略>

④ 本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、対象者自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,713円(ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。

<後略>

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

① 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(ii) スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び対象者との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始いたしました。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、2026年5月14日に本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至りました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び対象者との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び対象者との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始いたしました。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、2026年5月14日に本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至りました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び対象者との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円、本公開買付条件変更前の対象者自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から本公開買付けを開始しましたが、引き続き対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視し、対象者株

式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本公開買付条件変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えました。公開買付者は、かかる考えの下、2026年7月8日及び13日、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、公開買付期間を2026年7月28日まで延長する旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更することを検討している旨を対象者に伝達いたしました。

これに対し、対象者は2026年7月13日開催の対象者取締役会において、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格(7,600円)が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、対象者の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであること等を踏まえ、本公開買付価格を7,713円とするとともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更する提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付者は、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、公開買付期間を2026年7月28日まで延長して合計52営業日とすることを決定いたしました。また、公開買付者は、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更する旨を決定いたしました。

② 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

(i) 買付け等の価格の算定の基礎

(訂正前)

スパークスは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書及び決算短信の財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、スパークスは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円を参考にいたしました。

スパークスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書は取得していません。

本公開買付価格7,600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円に対して51.39%、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して48.35%、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して46.13%、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して46.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格7,600円は、本書提出日の前営業日である2026年5月14日の対象者株式の終値である5,480円に対して38.69%のプレミアムを加えた価格となります。

(訂正後)

スパークスは、本公開買付条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書及び決算短信の財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、スパークスは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円を参考にいたしました。

スパークスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付条件変更前の本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付条件変更前の本公開買付価格7,600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円に対して51.39%、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して48.35%、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して46.13%、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して46.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付条件変更前の本公開買付価格7,600円は、本書提出日の前営業日である2026年5月14日の対象者株式の終値である5,480円に対して38.69%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付条件変更後の本公開買付価格7,713円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円に対して53.65%、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して50.56%、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して48.30%、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して48.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付条件変更後の本公開買付価格7,713円は、本書提出日の前営業日である2026年7月10日の対象者株式の終値である7,630円に対して1.09%のプレミアムを加えた価格となります。

③ 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(ii) 検討・交渉の経緯

(訂正前)

＜前略＞

これを受け、本特別委員会は、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、(i)市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(ii)DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる対象者株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行ったとのことです。

(訂正後)

＜前略＞

これを受け、本特別委員会は、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、(i)市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(ii)DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる対象者株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行ったとのことです。

その後、対象者は、公開買付者から、2026年7月13日、本公開買付価格を7,600円から7,713円、対象者自己株式取得価格を5,691円に変更した上で、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨とともに公開買付期間を2026年7月28日まで延長すること、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはないこととともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更することを検討している旨の伝達を受けたとのことです。

これに対して、対象者は、2026年7月13日開催の対象者取締役会において、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格(7,600円)が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、対象者の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであること等を踏まえ、本公開買付価格を7,713円、対象者自己株式取得価格を5,691円とするとともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更する提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者に回答したとのことです。

(iii)判断内容

(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、対象者は、公開買付者との間で本公開買付条件変更について協議を行い、2026年7月13日開催の取締役会において、本公開買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本特別委員会から提出された2026年7月13日付追加答申書の内容も踏まえ、以下の点等から、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

- (f) 本公開買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月14日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生しておらず、また、本公開買付条件変更に伴うLBOローンに係る借入額の増額を踏まえても当該借入は対象者の事業運営に影響を与えるものではなく本取引に伴い生じ得るデメリットは引き続き限定的であると考えていることから、本公開買付条件変更後も本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであること。
- (g) 本公開買付条件変更により、買収対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも基本的には変更はないため、本取引の方法及び買収対価の種類については、本公開買付条件変更後も妥当性があると考えられること。
- (h) 2026年5月13日以降、KPMGが実施した対象者株式の価値算定の前提とされた対象者作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月13日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も対象者の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本公開買付条件変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、対象者の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであることから、対象者の株主の皆様が合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられること。
- (i) 本公開買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用しないこと、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ対象者株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本公開買付条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられること、それに加えて他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性が損なわ

れるものではないと考えられること。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(訂正前)

＜前略＞

(ii)検討の経緯

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。さらに、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、スパークスから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

(ii)検討の経緯

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。さらに、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、スパークスから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付条件変更に係る提案を受け、同月9日及び同月10日に委員会を開催したほか、委員会の開催に先立ち、また、各会日間や2026年7月13日付追加答申書の承認に至るまでの間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本公開買付条件変更について協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、本公開買付条件変更につき検討するため、対象者に対してインタビューを実施し、本公開買付条件変更が対象者の経営に与える影響等についての説明を受け、これに対する質疑応答を行ったほか、本公開買付条件変更に関する一連の資料その他の本特別委員会において追加で提出された資料を検討した上で、委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うこと等により、本公開買付条件変更について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

以上の審議及び検討の結果、本特別委員会は、2026年7月13日において、委員3名全員の一致をもって、2026年7月13日付追加答申書を承認したとのことです。

＜中略＞

(iv)2026年7月13日付追加答申書における判断内容

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付条件変更に係る提案を受け、同月13日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本公開買付条件変更を前提としても、大要以下の理由により、上記「(a)答申の内容」に記載の答申内容を維持することが相当であるとする旨の内容の2026年7月13日付追加答申書を提出しているとのことです。

ア. 本取引の目的の正当性・合理性

- i. 本公開買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、また、2026年5月14日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生していない。
- ii. 本取引に伴い対象者に生じるデメリットとして想定される本取引に係るLBOローンによる財務・事業面での負担や制限について、今般、本公開買付条件変更に伴いLBOローンに係る借入額の増額が予定されているが、対象者としては、かかる増額後の借入額を前提としても、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナント等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、対象者の事業運営に影響を与えるものではないと考えている。かかる対象者の認識を前提とすると、本取引に伴い生じ得るデメリットの影響は引き続き限定的であり、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められないという本答申の評価に変更はない。
- iii. 以上を踏まえると、本公開買付条件変更を前提としても、本取引の目的には正当性・合理性が認められるという本答申における評価に変更はない。

イ. 本取引の取引条件の公正性・妥当性

- i. 2026年5月13日以降、KPMGが実施した対象者株式の価値算定の前提とされた対象者作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられる。更に、2026年5月13日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も対象者の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本公開買付条件変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、対象者の一般株主が享受する利益の増加をもたらすものであることから、対象者の一般株主により合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられる。

- ii. 本公開買付条件変更により、買取対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも(下記の対象者自己株式取得対価の増額を除き)変更はないため、本公開買付条件変更を前提としても、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないという本答申時点の評価に変更はない。なお、本公開買付条件変更後の対象者自己株式取得対価(5,691円)は、本公開買付条件変更前と同様、ダイハツ工業が公開買付けに本不応募株式の全てを応募して売却したと仮定した場合に得られる税引後手取り額と、ダイハツ工業が自己株式取得の方法により本不応募株式の全てを売却した場合に得られる税引後手取り額が同一の金額となる条件が満たされるように算出されているとのことである。
- iii. したがって、本公開買付条件変更を踏まえても、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているという本答申における評価に変更はない。

ウ. 本取引の手続の公正

- i. 本公開買付条件変更後の本公開買付けにおける買付予定数の下限は、所有割合にして29.68%に相当する株式数であるため、本公開買付けが成立した場合であっても、公開買付者及びダイハツ工業が所有する対象者株式、並びに対象者の取締役が所有する譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された譲渡制限付株式に係る議決権の数の合計が、対象者総議決権数の3分の2に満たない事態が生じ得ることから、本公開買付けの成立後に、株式併合が確実に実施できることにはならない。しかしながら、本公開買付条件変更後の下限は、当初の公開買付期間の最終日である2026年6月25日時点の応募株券等の総数が本公開買付条件変更前の買付予定数の下限に近い水準であったこと等を踏まえて、対象者の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値等を考慮して、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として設定されたものとのことであり、本公開買付条件変更が行われた場合における本公開買付けの成立後における株式併合の確実性に関する公開買付者の説明に不合理な点は見当たらず、本特別委員会としては、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められると考える。また、本公開買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用されないこと、かつ対象者株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本公開買付条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられる。
- ii. 他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本公開買付条件変更を前提としても、本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているという本答申における評価に変更はない。

エ. 総括

上記のとおり、引き続き、本取引の目的には正当性・合理性があると認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、本公開買付価格その他の取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められることからすると、本公開買付条件変更を前提としても、本取引は、対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられ、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると認められる。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。す。

なお、対象者の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのこと。また、対象者の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのこと。す。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。す。

その後、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年7月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定したとのこと。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。す。

なお、対象者の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記2026年5月14日及び2026年7月13日開催の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのこと。また、対象者の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのこと。す。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、52営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年7月下旬頃を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月中旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<中略>

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月中旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年8月上旬頃を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月下旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<中略>

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月下旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

① 【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月13日(月曜日)まで(42営業日)
公告日	2026年5月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月28日(火曜日)まで(52営業日)
公告日	2026年5月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	1株につき金7,600円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—

(訂正後)

株券	1株につき金7,713円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,825,640(株)	867,000(株)	—(株)
合計	1,825,640(株)	867,000(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,825,640(株)	849,600(株)	—(株)
合計	1,825,640(株)	849,600(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(849,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

9 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	13,874,864,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a)+(b)+(c)	13,982,864,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,825,640株)に本公開買付価格(7,600円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	14,081,161,320
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a)+(b)+(c)	14,189,161,320

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,825,640株)に本公開買付価格(7,713円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA貸付 借入期間：7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：1年(期限一括弁済) 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,802,000 (2) タームローンB 13,538,000 (3)ブリッジローン 160,000
計(b)				19,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、19,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年6月25日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA貸付 借入期間：7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：1年(期限一括弁済) 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,862,000 (2) タームローンB 13,678,000 (3)ブリッジローン 160,000
計(b)				19,700,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、19,700,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年7月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

④ 【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
日本モノづくり未来2号ファンドによる公開買付者の普通株式の引受による出資	5,534,000
計(d)	5,534,000

(注) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全て(自己株式を除きます。)を所有する日本モノづくり未来2号ファンドから、5,534,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年5月14日付で、取得しております。公開買付者は日本モノづくり未来2号ファンドより、以下の説明を受けており、以下に記載する日本モノづくり未来2号ファンドに対する、その無限責任組員及び有限責任組員による出資についての懸念はないものと考えております。

<後略>

(訂正後)

内容	金額(千円)
日本モノづくり未来2号ファンドによる公開買付者の普通株式の引受による出資	6,798,000
計(d)	6,798,000

(注) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全て(自己株式を除きます。)を所有する日本モノづくり未来2号ファンドから、6,798,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年7月13日付で、取得しております。公開買付者は日本モノづくり未来2号ファンドより、以下の説明を受けており、以下に記載する日本モノづくり未来2号ファンドに対する、その無限責任組員及び有限責任組員による出資についての懸念はないものと考えております。

<後略>

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

25,034,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

26,498,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

11 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年7月21日(火曜日)

(訂正後)

2026年8月4日(火曜日)

12 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(849,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(849,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2026年7月13日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月15日付「公開買付開始公告」(2026年6月25日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者が本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、公開買付者が株式会社りそな銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。

(3) 出資証明書

公開買付者が本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、公開買付者が日本モノづくり未来2号ファンドより取得した出資証明書に変更がありましたので、添付の出資証明書と差し替えます。